

河合町議会会議録

令和元年 11月22日 開会

河合町議会

令和元年第3回（11月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（11月22日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第56号から議案第58号の一括提案理由の説明	7
○議案第56号の質疑、採決	8
○議案第57号の質疑、採決	20
○議案第58号の質疑、採決	21
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	23
○閉会の宣告	24
○署名議員	25

河合町告示第26号

令和元年第3回（11月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年11月14日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和元年11月22日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第56号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第57号 令和元年度河合町一般会計補正予算について

議案第58号 個別外部監査契約の締結について

令和元年 11 月 22 日（金曜日）

（第 1 号）

令和元年第3回（11月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和元年11月22日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第56号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて
日程第 4 議案第57号 令和元年度河合町一般会計補正予算について
日程第 5 議案第58号 個別外部監査契約の締結について
日程第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男

住民生活部長	木村光弘	まちづくり 推進部長	堀内伸浩
教育部長	上村欣也	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	浮島龍幸	福祉部次長	杉本正範
まちづくり 推進部次長	福辻照弘	まちづくり 推進部次長	石田英毅
総務課長	小野雄一郎	財政課長	上村卓也

会議に従事した事務局職員

局	長	阪本武司	調整員	松本良一
---	---	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

本日、告示第26号をもって令和元年第3回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和元年第3回臨時会は成立しましたので、開会いたします。

なお、本日は個別外部監査に関する議案が審議されますので、青木代表監査にご出席いただいております。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） おはようございます。

本日、第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、議案第56号及び議案第57号、第58号の3議案を提出させていただいております。個別外部監査の実施につきましては、固定資産税の償却資産に対する課税事務について、地方自治法第252条の40第1項に規定する、議会が監査委員に請求することによる個別外部監査の実施ということで、プロジェクトチームで検討しているとの報告を受けております。

11月8日の議員説明会における議論を踏まえまして、その重要性に鑑み、同法第252条の41第1項の規定に基づきまして町長が監査委員に個別外部監査を要求することにより、実施することとしたところです。

後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方におかれまして、慎重審議いただきましてご決定を賜りますことをお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、10番、馬場千恵子議員、11番、岡田康則議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2、会期の決定を議題とします。

11月14日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会議等についての報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 去る11月14日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日11月22日の1日といたします。本日の議事日程につきましては、議案第56号、第57号、第58号の3議案、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査についても上程し、逐条審議いたします。

以上で報告終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等について、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日限りとします。

◎議案第56号から議案第58号の一括提案理由の説明

○議長(杵本光清) それでは、理事者のほうより、議案第56号から第58号までの3議案について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(田中敏彦) 議長。

○議長(杵本光清) 田中副町長。

(副町長 田中敏彦 登壇)

○副町長(田中敏彦) 改めまして、おはようございます。

それでは、令和元年第3回臨時会に上程いたしました議案第56号から第58号の3議案につきまして、私のほうからご説明を申し上げます。

このたびの議案につきましては、固定資産税の償却資産に対する課税事務について個別外部監査を実施するに当たり、去る11月8日、全議員説明会におかれまして活発なご議論をいただきました。そのご議論を踏まえ、地方自治法第252条の41第3項の規定に基づきまして、町長より監査委員に請求することにより実施するものでございます。

議案第56号では、償却資産に対する課税事務について、個別外部監査契約に基づく監査を実施することについての議決を求めるものでございます。

また、議案第56号が可決された場合、議案第57号により、令和元年度一般会計補正予算として個別外部監査を実施する費用を補正予算計上するとともに、議案第58号により、個別外部監査契約の締結について議決を求めるものでございます。

まず、議案第56号でございます。個別外部監査契約に基づきまして監査することについてでございます。

このことにつきましては、固定資産の償却資産に対する課税事務について、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、地方自治法第252条41第4項の規定により、準用する第252条の39第4項の規定によりまして、監査委員の意見を

つけて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第57号でございます。令和元年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

議案書のほう、お開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算にそれぞれ213万6,000円を追加し、予算総額を66億4,221万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。8ページをお願いいたします。

款2総務費、項6監査委員費でございますが、このたびの個別外部監査契約に基づく監査の実施に当たりまして、委託料213万6,000円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。

款18繰入金、項1基金繰入金で、財政調整基金繰入金213万6,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出213万6,000円を増額補正となっております。

次に、議案第58号でございます。個別外部監査契約の締結についてでございます。

このことにつきましては、固定資産の償却資産に対する課税事務について、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査を実施するに当たり、下記のとおり個別外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の39第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、償却資産に対する課税事務に関する監査の結果に関する報告でございます。

契約の期間につきましては、令和元年11月25日から令和2年3月31日までとします。

契約金額は、金213万6,000円を上限とする額でございます。

なお、契約の相手方は、奈良県橿原市八木町1丁目6番23号、弁護士兒玉修一。

以上、提出いたしました3議案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第56号の質疑、採決

○議長（杵本光清） 日程第3、議案第56号 個別外部監査契約に基づく監査によることにつ

いてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、質問させていただきますが、その前に、議長にご承認いただきたいことがございます。

今回の質問に関しましては、非公開で行われた11月8日の議会議員に対する全議員の説明会を経て、臨時会の開催に至っております。

その状況を鑑みまして、理事者側からの説明、詳しい経緯の説明とあわせて、私自身もそうなんですけれども、清原町長より委嘱されたプロジェクトチームの議員側の一員として、プロジェクト立ち上げから懸念されていた何点かの懸念事項がございます。そういったものに対してどのように対応して今後、個別外部監査を実施し、それをどのように生かしていくか、そういったところを町民の方々につまびらかにご説明いただきたいと思ひまして、例外ではございますが、第56号議案、第57号議案あわせての形で一括の質問とさせていただきますいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（杵本光清） 理事者もよろしいですか。

結構です。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

では、質問をさせていただきます。4項目でございます。

まず、1つ目、プロジェクトチーム発足から議案提出までの詳細な経緯を町民の方々へ説明するために、チームを代表しまして小野総務課長に説明を求めたいと思ひます。

2番目としまして、厳しい財政状況の中、補正予算を組み、実施することに対して、費用対効果、どのぐらい想定しているのか。そういったところ、ご答弁いただきたいと。

3番目、外部監査実施により、対応する町の職員の処遇と人数、その数はどのように考えているのか。

4番目、外部監査実施後の結果と意見、それをどのように受けとめ、以後の行政サービスに生かしていくのか、また、そのために対応する組織の再編の必要性がある場合、どのように人員配置と処遇を考えていくのか。

以上4点、質問させていただきます。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきました4点につきまして、順に答弁させていただきます。

まず、1つ目の、これまでの経緯につきましては、個別外部監査に関しましては、6月議会における一般質問に対し、町長が前向きに検討してまいりたいと答弁されたとおり、その後直ちに検討開始しております。

検討するに当たりまして、議会における決議の意思を尊重するために議会議員にも参加を依頼し、8月1日付で、中山議員、佐藤議員、常盤議員に我々町職員3名を加えた計6名のプロジェクトチームが発足しております。

このプロジェクトチームの第1回の会議は8月2日に開催しており、決議内容を踏まえて、個別外部監査は財政の健全化を目的として導入する方針で検討を進めることを確認し、条例案の内容などについて議論しております。

次に、8月6日に奈良弁護士会を訪問し、奈良弁護士会行政連携センター運営委員会に所属する弁護士2人と面談し、個別外部監査導入の経緯等を説明した上で、奈良弁護士会からの弁護士の推薦依頼をお願いいたしました。また、その際に、報酬の単価であるとか監査の事項、そして条例内容などについても協議を行いました。

なお、今回の外部監査契約に関連して協議している弁護士は、全てこの行政連携センター運営委員会に所属する弁護士となっております。

その後、条例案を議会に提出するための作業を進めまして、9月定例会に議案として提出し、9月9日の総務常任委員会での審議を経て9月20日に可決、9月25日付で公布、施行されております。

なお、個別外部監査人に関しましては、9月2日に開催されました奈良弁護士会の委員会において新たに別の2人の弁護士から立候補があり、さきに協議した弁護士のうち1人を加えました計3人の弁護士が、本町が個別外部監査を実施する際の外部監査人の候補者とその時点でとなっております。

また、その外部監査人の候補者より、打ち合わせの要望というのがございまして、10月1日に再びプロジェクトチーム員6名で奈良弁護士会を訪れ、外部監査人の候補者3名を含む4名の弁護士と、監査の項目や具体的な進め方に関して意見交換を行っております。

その際に弁護士から、個別外部監査の項目につきまして、償却資産に対する課税事務をや

ってみてはとの提案をいただいております。

理由といたしましては、町村が実施する個別外部監査は事例がかなり少なく、住民を初め、さまざまな方が注目している中におきまして、町財政の健全化を目的とするのであれば、費用対効果が高い案件が監査の項目として好ましいこと、また、償却資産に対する課税事務であれば、監査により新たな税収が見込めるのではないかとのことでありました。プロジェクトチームで、弁護士からの助言も踏まえ、検討した結果、償却資産の課税事務を外部監査項目の案とすることになりました。

また、町が事務処理している課税事務を監査項目として選定するのであれば、町長が直接監査の事務を求める必要がないことから、町の監査委員の意見書をもとに、今回は議会からご請求による監査実施という流れを想定し、その手続についても整理しておりました。

なお、奈良弁護士会での2回にわたる協議内容及び実施に向けた進捗状況の報告につきましては、議会内での報告は議会選出のメンバーの方で速やかに行っていただいております、町側の報告においても、町職員のメンバーで速やかに報告は行っております。

その後、11月8日の全議員説明会におきまして、これまでの検討結果等について報告する場を与えていただき、議員の皆様の議論を踏まえた結果、議会からのご請求ではなく、町長から監査の実施を要求するということになり、11月12日付で監査委員宛てに監査を要求すること、また、この監査は個別外部監査契約によるものとしてほしいことをあわせて要求し、その翌日である13日付で監査委員から、今回の件は個別外部監査契約による監査に相当するものであるとの意見がございました。

ここまでの、本日の臨時議会に議案として提出し、ご審議いただくまでの経緯となっております。

次に、ご質問いただきました費用対効果の想定でございます。

今回の外部監査契約では、契約金額の上限を213万6,000円に設定しております。今回、監査の対象となる償却資産に対する課税事務については、潜在的に存在する未申告者を調査し、申告を促し課税しようとするものであることから、その費用に対する効果として具体的な金額を今の段階でお答えするのは少し困難な状況です。

ただし、一度課税の対象となると継続的に税収が見込まれるものである、そして、過去のものについても遡求し、一定の期間ですが課税することができる点、また、固定資産税というのは、税収の中でも住民税などと異なり、景気などの影響に左右されにくく比較的安定した税収が見込めるものでありますから、そういった面から見ても、監査費用以上の効果は十

分に見込めるものと考えております。

次に、外部監査の実施に対応する職員の体制の件ですが、全体的に職員が不足している中、厳しい選択ではございますが、過去に税に関する事務を担当した経験を持つ、税の事務に精通している職員の配置、これを予定しております。また、引き続き国税、県税のOBの方であるとか、あと、事務の担当して臨時職員の雇用も計画しております。

そして最後に、今回の外部監査実施後の結果、どう受けとめ生かしていくのかと、また、組織の再編についてもどう考えていくのかというお話でございますが、今後、どのような監査報告書が提出されるのかわからない状況でありますのであくまでも一般的な話となりますが、監査結果については広く公表されることから、必要があれば監査報告書に基づく措置を講ずることになります。必要とあれば、職員個々のスキルアップにつながる取り組みや組織の見直し、そういったものも実施してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） つまびらかにご説明いただきましてありがとうございます。

私としては権利としてもう1回質問させていただく形がありますので、最後に町長に、今の小野課長よりの答弁の内容、約束いただけるのかどうか、ちょっと嫌らしい感じではございますが、確認をとらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、担当課のほうから報告というか説明していただきました。とにかく前向きに取り組んでまいりますので、ここでお約束いたします。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 個別外部監査のテーマ選定の経緯につきましては、先ほど小野課長のほうから説明がありましたが、償却資産に係る課税事務がテーマになったということは、税の公平性、税収アップ、さらには河合町の財政健全化の観点から、弁護士の判断は妥当と考えます。

個別外部監査に関して一番大事なことは、監査を受けたから終わりではなく、監査人から

受けた指摘事項について、その改善のためにどのような取り組みを進めていくかということにあるかなと考えます。

そこで、私から2点、質問させていただきます。

個別外部監査後、最終的に監査人である弁護士から監査結果が公表されることとなりますが、行政側としてその公表結果を広報誌、ホームページなど、どのような形で住民に対して公表しようと考えておられるのか、説明を求めます。

2点目。今回のテーマは、財政の健全化及び税収アップの観点から、固定資産税の償却資産課税事務がテーマですが、固定資産税以外にも、税の滞納分や不納欠損処理、さらには行政の無駄を省くという観点から補助金や契約関係など、河合町が抱える問題は山積しております。個別外部監査は固定資産税だけで終わるものではないと考えます。そこで今後、河合町としてどのような分野を優先的に行っていこうと考えているのか、具体的な計画の説明を求めます。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） まず、ご質問いただきました1点目、その監査結果の公表に関する内容ですが、法律の手續上、監査結果の公表というのは監査委員が行うことになっておるんですけども、ただ、そう言わず、町としても町の広報誌またはホームページなどを利用しまして、このような結果であったということを公表し、また、公表することによって、償却資産の課税事務、これがまた効率よく進むことも考えられますので、積極的な公表をしてまいりたいと考えております。

あと、今後、こういった事務を個別外部監査の対象としていくのか具体的な説明をというご質問なんですけれども、まず、個別外部監査の制度に関しましては今回初めてということで条例制定から始めておりますが、今後、条例ずっと残っております。そしてまた今回、導入に至った経緯とかもノウハウも残っておりますので、これらを利用して、必要とあれば個別外部監査でやっていきたいとは考えますが、ちょっと具体的にその事務の内容までこの場でご答弁することはできません。申しわけございません。

○議長（杵本光清） 大丈夫ですか。

中山議員、よろしいですか。

中山議員、よろしい。

○5番（中山義英） はい。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

岡田議員。

○11番（岡田康則） まず、本当に、町長みずからのご決断という形での個別外部監査、本当にありがたいというかいいいことかなと思います。議員からじゃなしに町長みずからということ。

それで今回こういうふうには、まずは外部監査の手始めといたらおかしいですけども、税の公平性、今、中山議員言われたこと、それも大事でございます。それは1年前のやはり住宅問題、そこが非常に異常な支出もあったのかな、そこらの精査というものを地域の住民からやはりきつく言われております。そこらを今後、町長みずから、もう一度この先頭に立って個別外部監査をしていただきたいと思っておりますねんけれども、町長ちょっとお気持ちを聞かせてください。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほども議員の皆様からお声出していただいておりますように、とにかく公正公平ということをしっかり基準におきまして対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） とにかく住民の、税の公平、貴重な税金でございます。して、異常に使われたということをいまだにやはり私、地域の方からも言われておりますので、町長、本当に旗振って、住宅問題そこらの個別外部監査、次回でもしていただいたら、もう住民さんも、あ、清原町長やっているなというような形になっていくかなと思います。どうでしょうか。最後、もう一回お聞かせ願います。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃったように、全ての面にしっかりと注視しまして、それから、やっぱり繰り返しになるんですけども、皆さんが納得していただける、そういう観点でというか進めてまいりたいと思っております。とにかく公正公平、それをしっかり中心に置きます。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

大西議員。

○9番（大西孝幸） 今回、この個別監査が可決されれば当然、課税対象が増えるんだと思います。実際、この課税対象になり得る償却資産、購入年月日等、それから購入価格とかそう

いう部分の詳細を詰めて、基準となる評価基準、そういうのを出して課税していかれると思うんですけども、その辺の職員の体制、先ほど答弁でありましたけれども、課税事務にかかわった職員等々説明あった中でね、この適正課税という観点から、やっぱりスキル、職員の、その辺が非常に重視されると思うんですけども、この職員の体制と今後の配置的な部分というのはどの辺、どの部分まで例えば、今後の徴収していく部分、補完していく部分というので、課までつくるのか、係としてやっていくのか、その辺ちょっとお答え願えますか。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。組織の問題でございます。

先ほど小野課長が申しましたように、当然、その個別外部監査の対応といたしまして、税にたけた職員であるとか国税県税のOB等を雇用ということも今、検討しているところでございます。

大西議員おっしゃられているのは、それ以降の対応ということで認識しております。それにつきましては、今後の人事異動の中で、ほかの組織の兼ね合い等も含めまして総合的に判断してまいらなければならないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 税の問題、滞納という部分もあるんですけども、やっぱり納税者の意識としたら公平性というか、ちゃんと納税できる環境というのは、滞納を減らすという部分で徴収も含めて力を入れてもらいたいなど、私はそう思っています。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうから、まず、今まで行ってこられていなかった、その税を課するという町の立場で、私たちそれを見ている議員の立場から、今まで納税をされていた方に本当に申しわけないと、やっと一歩踏み出すことができたと喜んでおります。

私のほうからは2点あります。本来、中核都市以上の大都市に義務づけられている包括外部監査では、外部監査後の約3年から5年周期で再度、前回監査の改善状況を把握するため、新たに外部監査を実施することが一般的ですが、河合町はそのあたりをどのように今、考えておられるか教えてください。

2点目については、各議員の諸先輩からも今、話ありましたように、人事の配置というか、新たにその外部監査をすることによって、今でも各部署に人が足りていない部署もたくさん

あると思われます。そこでやっぱりそういう補充も大事ですし、それと、職員の皆さんの意識改革。やっぱり民間では、もう普通の会社であれば営業もある、請求書も書く、集金も行く、それが1人がやっている会社というのは中小ではかなりあります。私が見るに至っては、河合町は大企業ではないと思います。中小と思うんです。そうすれば、やっぱりそういうふうな意識改革ももっと必要じゃないかなと私は思います。

以上の2点です。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。監査報告をどのようにして町政に生かしていくかというご質問でございます。

それにつきましては当然、今回の場合でしたら税の税収という部分にははね返ってくるとは思います。その辺も含めまして、議会あるいは広報誌等でしっかりとご説明はさせていただきたいと考えます。

もう一つ、人の配置の問題でございます。

当然、おっしゃるように河合町の場合でも、いろんな仕事、1人が何役も仕事こなしている部分もございます。しかしながら一方で、それがもう回らなくなっているのも事実でございます。この辺については、先般の一般質問でもこの辺、答弁させていただいております。それを含めまして、当然、職員の意識改革あるいは職員の研修、その辺も力を入るとあわせて、職員の採用にも費用対効果も含めながら、過度な財政負担にならないような範囲で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、6月議会から発足しました個別外部監査制度の導入なんですけれども、もう一度認識したいんですけれども、再確認したいんですけれども、これは財政の健全化を目的とした導入と私どもは今、考えております。町側のほうの認識も再確認をお願いします。そこで、財政の健全化を図るために今回、費用対効果も鑑みて、償却資産の課税事務について対象案件になりました。

今後についてなんですが、町長にお尋ねします。

現在、一般会計予算の中で歳出の比率が大きく占めています随意契約と競争入札契約の請

負契約については、非常に河合町はかなり金額的に予算の中でも高いと思います。そこについて、もう一度まちづくりを行うために、財源を確保するためにも契約の見直しとかいろんな方法の監査する方法もあるかと思えますけれども、その点について、町長はこの個別外部監査、今回の償却資産の課税について、あと、どのようなお考えをお持ちなのか。あす、タウンミーティングでも3つの柱のビジョンを示されていますけれども、その根拠となるにはまず財源確保が必要と判断しておりますので、今後の来年度にわたってもどのようなお考えを持っておられるか、町長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） はい。

ちょっと抽象的な部分でしか答えることができないと思うんですけども、やっていくのは今、議員おっしゃったように、無駄を省くということは絶対必要なことかなと思っております。とにかく町の、きょうもご議論していただいています償却資産のところでも、とにかく収入をいろんな知恵を出して増やす、また、今、おっしゃったように、無駄な部分も削るというか見直すというか、そういう姿勢では取り組んでまいりたいと思っております。そういうことでちょっとご理解していただけたらなと思います。

以上です。

○議長（杵本光清） 長谷川議員、よろしいですか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 今、いろいろな意見が出ておりますが、この外部監査を導入されるに当たりまして。

（「マイク、マイク」と言う者あり）

○13番（谷本昌弘） ごめんなさいね。

外部監査を導入されるに当たって、河合町も長い間、徴税率が95%というようなのが長い間続いております、ようやく最近、河合町におきましても96%になったと。ところが他町ではもう既に99.幾らというて、100に近い数字で徴税されておる町、たくさんございます。河合町におきましてもこれを機にでき得る限り、先ほど皆さん方おっしゃられていますように、税の公平性というものを考えますと100になって当然というようなものでございますので、できるだけ河合町も、96.何ぼで満足することではなく、近い将来100という数字を目標にいたしまして頑張っておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杵本光清） 答弁はよろしいですか。

○13番（谷本昌弘） はい。戻します。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） いろいろ懇談会とかありましたんですけれども、ここでちょっと具体的にどの程度のデータ持っているか質問させていただきます。

先日、現在まで償却資産の課税をしていると思いますので、ただ、それがどれくらい例えば徴収額があるのか、過去5年間で開示してほしいと思います。

○議長（杵本光清） 浮島総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） それでは、私のほうから償却資産の課税額の説明をさせていただきます。

ちょっと5年間というのは今、手元にはございません。今年度の件数等でよろしいですか。

現在の申告数が、個人で免税点以上が13件、免税点以下が32件、合計45件、法人のほうで免税点以上145件、免税点以下119件、計264件、合計、法人個人合わせて158件が免税点以上で、免税点以下が151件、合計309件で、金額で7,700万円の税収となっております。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほど小野課長から説明があった、経緯の説明なんですけれども、11月25日から3月31日までの間で監査契約されているということで、その間、弁護士さんは何人入られるのか、それと大体、その調査の日数ですね、どれぐらいを弁護士さんのほうが考えておられるのか、その点、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） あくまでも想定なんですけれども、まず、外部監査人としては契約する相手として1人しか契約できませんので、まず1人の弁護士さんと契約させていただいて、2人の弁護士さんが同じ補助者として入っていただきます。計3名の方が8回ほど、そして1日当たり半日であったりとか終日であったりとか、さまざまそのあいているスケジ

ジュールによって異なるんですけれども、今の予算規模としては8回8時間という想定でやっております。今後、弁護士さんとのスケジュールや監査の進みぐあいなども踏まえまして、これらいろいろ変更はなるとは思いますが、今の想定としては以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） すみません。今の小野課長の質問に対しての再質問なんですけれども、まず、今、決まっているその大枠での金額から少なくなるケース、オーバーするケースというのはもちろん今の、まだ動いていないわけですから考えられないわけですね。そのときの基本のその金額を出すベースというのはどのように今、考えておられますか。お願いします。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） ちょっとまた別の議案の案件にもなるんですけれども、まず、契約内容の金額の上限というのは、213万6,000円と設定しております。この213万6,000円といいますのが、弁護士さんの1時間当たりその執務時間に対して1万円、そしてそれに消費税を加えた額ということで契約する予定をしております、3人の弁護士さんが1日8時間、そして8日役場のほうに来られた場合の電車賃などの実費も踏まえまして、この213万6,000円を上限として設定しております。

したがって、まず、契約、執務時間がそれ以上超えた場合は、あくまで契約金額の上限と考えておりますので、この額でお願いしたいと考えております。また、執務時間がそれに満たなかった場合というのは、これ以下の金額で外部監査のほう終了するというように考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第56号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第56号 個別外部監査契約に基づく監査によることについては可決されました。

◎議案第57号の質疑、採決

○議長（杵本光清） 日程第4、議案第57号 令和元年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 既に言って、答弁もされている部分なんですけど、一応、議案ごとの議論という形で、もう一度改めてなんですけれども、今回のこの補正されている213万6,000円のその算定の根拠について、改めてちょっとこの議案として明確にしておいていただきたいと思います。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、補正予算の金額の内訳についてご説明いたします。

今回の監査、3人体制で8回監査を実施する方針で検討しておりまして、監査費用として1人1時間1万円ということで、1日当たり8時間、そしてそれが8回ということで192万円、そして消費税10%として19万2,000円、そして8回池部駅まで、近鉄奈良駅が、これが弁護士会の事務所の位置でなっているんですけれども、近鉄奈良駅から池部駅まで往復された電車賃が1,000円掛ける3人の8回ということで2万4,000円、合計213万6,000円となっております。

○議長（杵本光清） よろしいですか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） それ一応、財源としては基金からということになりますけれども、これちょっと改めてなんですけれども、これを使う、枠をとるということによりまして、今年度の全体の財政調整基金の枠というか当初予算の関係あると思うんですけれども、途中で補正とかで何度か適用していると思うんですけれども、一応それで幾ら、期首何ぼで一応これも

含めてで幾ら残る言うたら変ですけども、なるか、今、わかればお願いします。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 財政調整基金ですけども、平成31年3月末現在、1億2,109万7,000円。今回の補正予算後ということになりましたら9,054万2,000円ということになっております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第57号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第57号 令和元年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時50分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◎議案第58号の質疑、採決

○議長（杵本光清） 日程第5、議案第58号 個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

なお、地方自治法第252条の39第6項の規定に基づき、監査委員より、契約する外部監査

人についての異議のない旨のご意見をいただいております。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この契約書によりますと、11月25日から来年の3月31日までというふうになっていますけれども、監査のこういった仕事始まりまして、途中で経過報告というのはどのようにしていただけるのかということ、それと今、プロジェクトチームということで始まっていますけれども、それは今後どのような活動になっていくのか、あわせてお願いします。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） まず、監査の経過報告なんですけれども、手続上、監査行いまして、その結果を書面をもって報告していただくことは契約上うたわれているんですけれども、その経過についてちょっと報告していただくような内容にはなっておりませんので、契約上、そういう監査委員からの報告を求める経過報告を提出というのは、今のところ予定しておりません。

あと、プロジェクトチームの今後につきましては、今回設置しておりますプロジェクトチームの目的が外部監査の導入実施に向けた検討ということですので、とりあえず今のところ、プロジェクトチームの目的は達したのかなとは考えております。今後、その運用面を検討する中におきまして、今の形態がまだ必要ということであれば継続してまいりますし、一旦はプロジェクトチームは役割を終えたのかなと考えております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 今のことにも若干関連しますが、確かに契約期間が3月31日というふうになっているので、報告がどの時点でされるかということなんですけれども、それ以降になるかどうかなんですけれども、要するに来年度事業というか業務にどう反映させるかということ言えば、そういう実際それを活用というんですか実施するというのに当たってのどういうふうに考えておられるのかということが一つ。

それからもう1点は、契約書ではまた別途つくられるのかもしれないんですが、この内容でいくと、地方自治法の252、条がちょっと抜けていますけれども、39の第8項での定められなければならない事項が記されていますけれども、その中に費用の算定方法というのも書

かなければいけない事項というふうに書いているので、それで言うたら先ほど説明された根拠、その内容もここに記しておく必要があるのではないかということについて質問しておきます。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の契約期間が令和2年3月31日までになっておりまして、この監査の結果報告というのをこの3月31日までにいただくという契約内容になっております。

そして、費用の算定方法につきましては、契約書、ちょっと議案書には添付していないんですけれども、契約書に別表としてつけておりまして、法律上求められたものは全て備わった契約となっております。

○議長（杵本光清） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第58号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、議案第58号 個別外部監査契約の締結については可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（杵本光清） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により議会の運営に関する事項等について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(杵本光清) これで、本日の日程は全て終了しました。

令和元年第3回臨時会は、ただいまをもちまして閉会します。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子

署 名 議 員 岡 田 康 則